

外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書

外国金融子会社等に係る特定所得の金額の計算等に関する明細書					事業年度	・ ・ ・ ・	法人名				
外国金融子会社等の名称					1				事業年度	2	・ ・ ・ ・
特 定 所 得 の 金 額 の 計 算											
無形資産等の使用許諾に係る収益	無形資産等の使用料の合計額			3		異 常 所 得	税 引 後 当 期 利 益 の 額			22	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の使用料			4			支 払 を 受 け る 剰 余 金 の 配 当 等 の 額 の 合 計 額			23	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の使用料			5			受 取 利 子 等 の 額 の 合 計 額			24	
	(3)のうち部分対象外国関係会社が使用を許諾されその事業の用に供する無形資産等の使用料			6			有 価 証 券 の 貸 付 け に よ る 対 価 の 額 の 合 計 額			25	
	(3)－((4)+(5)+(6))			7			有 価 証 券 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 の 合 計 額			26	
	(7)に係る直接費用の額の合計額((9)に該当するものを除く。)			8			(26)に係る原価の額の合計額			27	
	(7) に 係 る 償 却 費 の 額			9			デ リ バ テ ィ ブ 取 引 に 係 る 損 益 の 額			28	
	(8)+(9)			10			外 国 為 替 差 損 益 の 額			29	
	(7)－(10) (マイナスの場合は0)			11			そ の 他 の 金 融 所 得 に 係 る 損 益 の 額			30	
	償 却 費 計 算 上 の 適 用 法 令			12	本邦法令・外国法令		保 険 所 得 の 金 額			31	
	無形資産等の譲渡に係る対価の額の合計額			13			固 定 資 産 (無形資産等を除く。)の貸付けによる対価の額の合計額			32	
	(13)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額			14			支 払 を 受 け る 無 形 資 産 等 の 使 用 料 の 合 計 額			33	
無形資産等の譲渡損益	(13)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額			15		所 得 控 除 の 金 額	無 形 資 産 等 の 譲 渡 に 係 る 対 価 の 額 の 合 計 額			34	
	(13)－((14)+(15))			16			(34)に係る原価の額の合計額			35	
	(13)に係る原価の額の合計額			17			(23)+(24)+(25)+((26)－(27))+(28)+(29)+(30)+(31)+(32)+(33)+((34)－(35))			36	
	(17)のうち部分対象外国関係会社が自ら行った研究開発の成果に係る無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額			18			(22)－(36) (マイナスの場合は0)			37	
	(17)のうち部分対象外国関係会社が取得をしその事業の用に供する無形資産等の譲渡に係る対価の額に係る原価の額の合計額			19			総 資 産 の 帳 簿 価 額			38	
	(16)に係る直接費用の額の合計額			20			人 件 費 の 額			39	
	(16)に係る直接費用の額の合計額			20			減 価 償 却 費 の 累 計 額			40	
	(16)－(((17)－(18)－(19))+(20))			21			((38)+(39)+(40))×50%			41	
	(16)－(((17)－(18)－(19))+(20))			21			(37)－(41) (マイナスの場合は0)			42	
	金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 損 失 額 の 内 訳										
事業年度					控 除 未 済 金 融 子 会 社 等 部 分 適 用 対 象 損 失 額	当 期 控 除 額	翌 期 繰 越 額 (43)－(44)				
					43	44	45				
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 計											
当 期 分											
合 計											

別表十七(三)の四付表 令七・四・一以後終了事業年度分